

特例監理技術者等の配置に係るQA

Q1 特例監理技術者とはどのような技術者を指しますか？

A1) 改正建設業法により、監理技術者補佐を工事現場に専任で配置した場合に、監理技術者は2つの現場まで兼任することが可能となりました。この場合の監理技術者が「特例監理技術者」です。

Q2 監理技術者補佐の資格要件を教えてください。

A2) 監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者(建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者)のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要となります。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。

Q3 特例監理技術者、監理技術者補佐と現場代理人の兼務について

A3) 特例監理技術者、監理技術者補佐、現場代理人の配置について、特例監理技術者と現場代理人の兼務はできませんが、監理技術者補佐と現場代理人の兼務は同一工事内でのみ可能です。

(配置の例)

【○】配置可能なパターン: 監理技術者補佐と現場代理人をそれぞれ配置

	工事①	工事②
特例監理技術者	A氏	A氏
監理技術者補佐	B氏	D氏
現場代理人	C氏	E氏

【○】配置可能なパターン: 監理技術者補佐と現場代理人を兼務

	工事①	工事②
特例監理技術者	A氏	A氏
監理技術者補佐	B氏	D氏
現場代理人	B氏	D氏

【×】配置できないパターン: 特例監理技術者と現場代理人の兼務

	工事①	工事②
特例監理技術者	A氏 ×	A氏 ×
監理技術者補佐	B氏	D氏
現場代理人	A氏 ×	E氏

※現場代理人は 3,500 万円未満でのみ他工事の技術者と兼務が可能のため、特例監理技術者を配置するような規模の工事では、兼務できる場合が想定されない。

Q4 特例監理技術者を配置し、兼任する場合、必要な書類は何ですか？

A4) 特例監理技術者の兼任届、現場代理人等通知書をあわせて提出してください。また、特例監理技術者と監理技術者補佐の担う業務を施工計画書に記載し、提出してください。

Q5 兼任が可能かどうかをどのように確認すればいいですか？

A5) 入札公告で確認してください。また、確認ができない場合は、契約課に確認してください。

Q6 民間工事と兼任することはできますか？

A6) 民間工事と兼任することはできません。松戸市が発注した工事のみ兼任が可能です。

Q7 兼任工事が竣工したため、新たに契約する別工事を兼任工事とすることはできますか？

A7) 特例監理技術者は、同時に2件まで兼任することができます。兼任工事同士の工期が重複しなければ、新たに契約する別工事を兼任することは可能です。

Q8 現在、履行中の工事でも特例監理技術者を配置し、兼任することはできますか？

A8) 令和4年4月1日以降に公告又は指名通知をした工事については、配置要件及び兼任要件を満たしている場合、兼任することができます。

Q9 基準にある「監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること」とは具体的にどのようにすればいいですか？

A9) 施工計画書に特例監理技術者と監理技術者補佐が担う業務を明記してください。

Q10 工事の特性を踏まえ、特例監理技術者の配置を認めない場合に、入札公告等へ記載し明示することとなっていますが、どのような場合に認めないのですか？

A10) 設計金額(税込)が2億円未満の工事であっても、以下のような場合には特例監理技術者の配置を認めないことができるとするものです。

- ・ 工事難易度が高く、監理技術者が兼任することで、品質に影響を及ぼすことが懸念されるもの
- ・ 居ながら工事など入居者又は施設利用者等の安全性の確保や不測の事態への対応が必要となる工事((例) 改修工事、EV棟増築工事 等)
- ・ 緊急を要する工事等

Q11 施工中の工事の監理技術者を特例監理技術者へ変更する場合、技術者の途中交代にあたりますか？

A11) 監理技術者を特例監理技術者に変更する場合は、技術者の途中交代にはあたりません。よって、技術者の途中交代理由に該当しなくとも、特例監理技術者へ変更することができます。

Q12 兼任に伴い、施行中の工事の監理技術者を交代(解任)させることは可能ですか？

A12) 兼任を理由とした交代は出来ません。交代にあたっては、真にやむを得ない場合にのみ交代を可能とします。(監理技術者の途中交代に当たると判断している)

Q13 特例監理技術者による兼任を途中で解除し、2つの工事に監理技術者をそれぞれ配置しなおすことは可能ですか？

A13) 特例監理技術者及び監理技術者補佐の交代は、認められない。(監理技術者制度運用マニュアルによる)

パターン1

	工事①	工事②		工事①	工事②
特例監理技術者	A氏	A氏	➡	監理技術者	A氏
監理技術者補佐	B氏	D氏		監理技術者補佐	
現場代理人	C氏	E氏		現場代理人	C氏

パターン2

	工事①	工事②		工事①	工事②
特例監理技術者	A氏	A氏	➡	監理技術者	A氏
監理技術者補佐	B氏	D氏		監理技術者補佐	
現場代理人	C氏	E氏		現場代理人	C氏

上記1、2とも不可。

真にやむを得ない場合の交代は可能であるが、技術者として現場に配置ができる者を途中で見直すことはできない。

Q14 特例監理技術者の専任はいつからいつまでですか？

A14) 2つの工事において、監理技術者の専任期間の重複が開始する日から、どちらか一方の工事が完了するまでとなります。

兼任している2つの工事のうち、一方の工事が完了した日の翌日から、特例監理技術者はもう一方の稼働中の工事に監理技術者として専任となります。

その他は監理技術者の取り扱いに準じるものです。

Q15 監理技術者補佐の専任はいつからいつまでですか？

A15) 特例監理技術者が配置される期間となります。

特例監理技術者の配置がなくなった日から、監理技術者補佐の配置はなくなるものです。

その他は監理技術者の取り扱いに準じるものです。

Q16 監理技術者と他の工事の専任を要する主任技術者は兼任可能ですか？

A16) 特例監理技術者配置の要件を満たす場合は可能です。ただし、それぞれの工事に監理技術者補佐を配置する必要があります。

Q17 工事現場で監理技術者補佐であることを確認しやすいようにすべきですか？

A17) 監督職員等が常に確認しやすいよう腕章を身に着ける等してください。

Q18 兼任する一方の工事が完了した場合、もう一方の工事において、技術者の変更届けは提出が必要ですか？

A18) 特例監理技術者の配置については、松戸市の発注工事であることから工事の完了は把握しているので、変更届等の提出は不要となります。

ただし、特例監理技術者等の配置に係る取扱基準第5条に基づき兼任が要さなくなったことを監督職員に協議(報告)してください。

Q19 提出書類の記載内容に虚偽があった場合には、何か処罰はありますか？

A19) 建設業法等で規定する要件を満たさなくなった場合若しくは兼任することにより現場の施工体制に不備が生じ、又は不良な工事となった場合は、当該兼任の取り消し、契約解除、工事成績評定への反映及び入札参加資格停止措置等の対象となるので注意してください。